

令和5年度 福岡観光コンベンションビューロー
ミーティング・インセンティブツアー開催支援助成金 募集要項

1 事業の目的

ポストコロナにおけるミーティング・インセンティブツアーについては、通常時より催行人数の減少に伴う単価の上昇や安全対策等の費用増等により主催者等の負担が増加していることから、支援を通じ主催者等の負担減を図るとともに、福岡市内での開催を促進し、コロナ下で大きな影響を受けている観光・MICE 事業者等への支援に繋げることを目的とします。

2 支援対象

(1) 対象となるMICE

種類	要件
ミーティング (企業等が行う会議、研修など)	以下のいずれをも満たすもの ・福岡市内のMICE施設(※1)で会議、研修、レセプション等を行うもの ・会議等の参加者が市内に延べ15人泊以上するもの
インセンティブツアー (企業等の報奨旅行、研修旅行など)	

(※1)会議施設やホテルのバンケット、イベント会場等。主催者、申請者またはその関連企業が保有または運営するものは除く。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業界団体等のガイドラインを遵守し、適切な安全対策を講じてください。

※以下に該当するものは対象から除きます。

- ・国または地方公共団体が主催または共催するもの
- ・福岡市からこの支援制度以外の制度に基づき金銭的な助成を受けるもの
- ・国または地方公共団体等の支援であって、対象経費が重複する支援を受けているもの
- ・単なるパーティーや宴会等であるもの(例：同窓会、忘年会、新年会、謝恩会等)
- ・政治的または宗教的な目的で開催されるもの
- ・法令または公序良俗に反する目的で開催されるもの
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が開催に関わっているもの

(2) 支援額及び上限額

① 国内ミーティング、インセンティブツアーの場合

参加者1人当たり2,000円に宿泊日数を乗じた額とし、上限は50万円とします。

② 海外ミーティング、インセンティブツアーの場合

参加者1人当たり5,000円に宿泊日数を乗じた額とし、上限は50万円とします。

※海外インセンティブツアーとは、日本国外を発着地とするものとします。

※新型コロナウイルス感染症による影響で開催を中止・延期・縮小する場合は、キャンセル料等に充当できる場合があります。

(3) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日までに開催されるもの

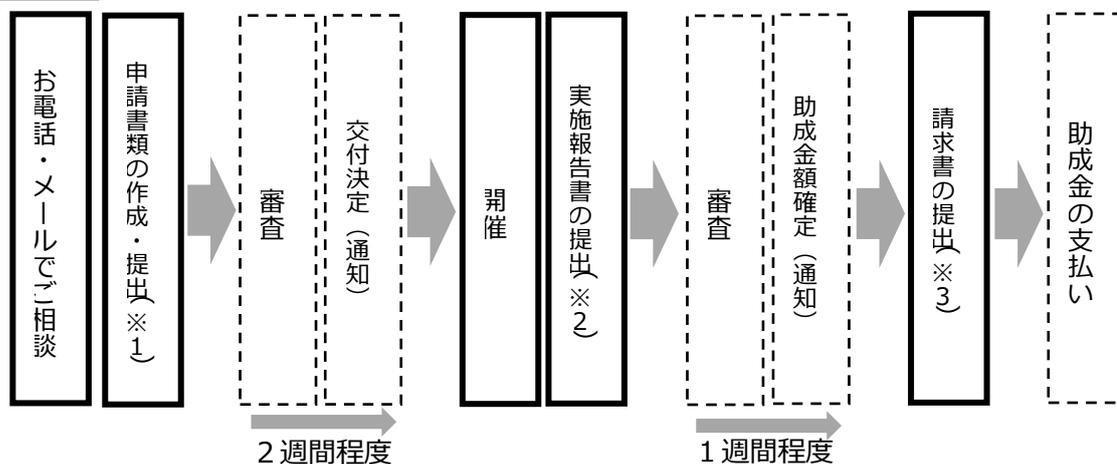
3 申請の流れ

まずは福岡観光コンベンションビューローまでお電話または電子メールでご相談ください。

●電話：092-733-0101

●メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

※ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：開催の**1か月前**

(※2) 〆切：開催後30日以内、または令和6年3月8日(金)のいずれか早い方

(※3) 〆切：令和6年3月22日(金) (必着) ※期限に間に合わない場合お支払いできません。

4 申請方法

(1) 申請者

申請者は、支援対象となるMICEを主催する企業等の代表者、またはツアーを取り扱う旅行取扱事業者の代表者、とします。なお後者においては、必ず当助成金の活用を主催者へ報告してください。

※申請者または主催者が以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(2) 申請期間

令和5年2月20日（月）から令和6年1月31日（水）まで

※開催日の1か月前までに提出してください。なお、令和5年4月1日から4月30日までに開催されるものについてはこの限りではありませんが、開催日より前に申請いただく必要がありますので、まずはご相談ください。

※支援は申請順とし、予算の範囲内で行います。予算の上限に達した場合、申請されても支援できない場合があります。

(3) 提出書類（「②誓約書」以外は押印不要）

- ① 助成金交付申請書（様式第1号） ※申請者が旅行取扱事業者の場合は様式第1-2号も要提出
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 申請者の役員名簿（様式第2号）
- ④ 定款、規約、会則その他これに類するもので、申請者の組織活動の根本規則
- ⑤ 申請者が旅行取扱事業者の場合は、旅行業登録票の写し
- ⑥ インセンティブツアーの場合は、ツアー行程表やプログラム（任意様式）

(4) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(5) 注意事項

- ① 助成金の申請は、1主催者につき1回限りとします。
- ② 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。
- ④ 本申請における使用言語は日本語または英語とします。提出書類においてそれ以外の言語表記のものがあれば、日本語または英語に翻訳したものを併せて提出してください。

5 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、審査結果は書面にて通知します。

※審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。

6 事業の実施及び実施報告

開催後、すみやかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第7号） ※申請者が旅行取扱事業者の場合は様式第7-2号も要提出
- ② 宿泊したことを客観的に証明する書類（宿泊施設等が発行する宿泊証明書等）
- ③ 開催状況（MICE施設での会議、研修、レセプション等の様子）がわかる写真

(2) 実施報告書提出期限

開催後30日以内、または令和6年3月8日（金）のいずれか早い方（必着）

(3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メールまたは郵送でご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

7 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、認定された事業計画通りに事業が実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、書面にて通知します。

8 助成金の請求及び支払い

助成金額の確定通知を受領したら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第9号）」

（※要押印）を提出してください。

※最終期限：令和6年3月22日（金）（必着）

9 留意事項

(1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。

(2) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。また、今後のMICE施策の参考とさせていただくためのアンケート調査にご協力ください。

- (3) 重複申請を回避するため、申請状況を主催者等へ公表する場合があります。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大等不測の事態によりやむを得ず開催を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため国等が外出・移動等の自粛を要請する場合は、その趣旨を鑑み、要請に応じていただくようお願いいたします。
- (6) 申請後、事業計画に変更が生じた場合（期間や会場、申請額の変更等）は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (7) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、助成金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
- ① 助成対象事業が自己都合により中止、または遂行される見込みがないとき（新型コロナウイルス感染症の影響によるものは除く。）
 - ② M I C Eや申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき
 - ③ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
 - ④ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (8) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (9) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間（令和 11 年 3 月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）の保存が必要です。
- (10) 本助成事業の実施は、令和5年度福岡市予算の議決を経てはじめて効力を発するものとします。**

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100

メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

●福岡観光コンベンションビューローホームページ

<https://www.welcome-fukuoka.or.jp>